

鶴岡市障害福祉計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）（案） 【概要版】

◆計画の概要

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画で、国の定める基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度末までの障害福祉に関する成果目標を設定し、各年度のサービス需要を見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

◆主な障害福祉施策の現状

1 障害者の現状

令和2年3月末現在の65歳未満の障害者手帳等の所持者数は3,591人（平成29年度の1.06倍）

- ・身体障害者手帳は減少傾向
- ・療育手帳所持者は微増
- ・精神保健福祉手帳（精神通院医療受給者含）所持者は、1,365人（平成29年度の約1.27倍）

65歳未満障害者手帳等所持者数（人）

	①R2. 3. 31 時点	②H29. 8. 31 時点	対比 ①-②	対比 ①/②
手帳等所持者数	3,591	3,394	197	106%
身体	1,240	1,368	△ 128	91%
知的	986	953	33	103%
精神	590	546	44	108%
精神通院医療	775	527	248	147%

2 自立支援給付（障害福祉サービス）の現状

自立支援給付（障害福祉サービス）の体系（令和2年8月末現在）

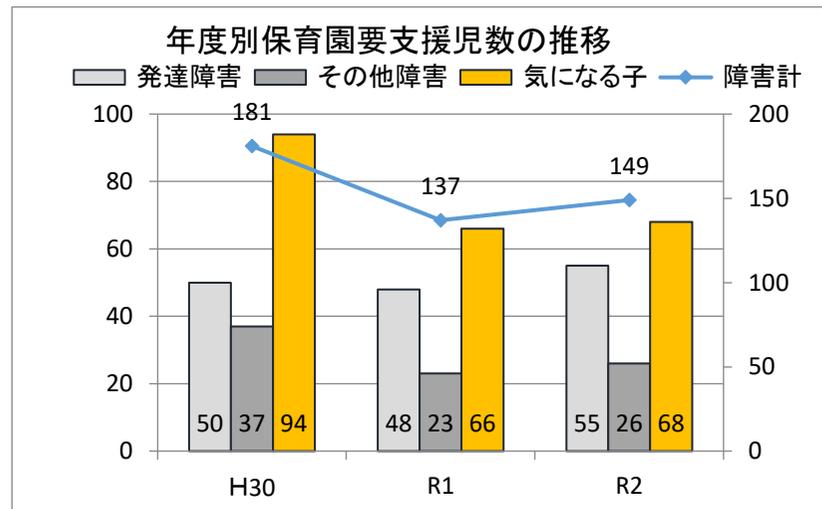
サービス名	サービス内容	利用者数	事業所数
居宅介護 （ホームヘルプ）	入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	168人	16か所
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	4人	2か所
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	87人	13か所
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	349人	19か所
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	208人	18か所

### 自立支援給付（障害福祉サービス）の体系（令和2年8月末現在）

サービス名	サービス内容	利用者数	事業所数
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。	機能訓練 0人	3か所
		生活訓練 49人	9か所
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	37人	3か所
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。	A型 93人	5か所
		B型 571人	26か所
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。	6人	2か所
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。	215人	23か所
児童発達支援	通所利用の未就学の障害のある子どもに対する療育支援を行います。	福祉型 27人	8か所
放課後等 デイサービス	就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等に、生活能力向上のための訓練等を提供します。	198人	14か所

### 3 障害児の療育・教育の現状

・発達障害等の状況



※気になる子どもとは、「会話が成立しにくい、落ち着きがない、かんしゃくを起こしやすい等、保育所などの集団の中で見守りや個別対応を要する子ども」のことです。

#### 特別支援学級の児童・生徒数(令和2年5月1日現在)

	小学校		中学校		計	
	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数
知的障害	22	63人	13	41人	35	104人
自閉・情緒障害	27	67人	12	32人	39	99人
肢体不自由	4	4人	0	0人	4	4人
病弱	8	9人	6	8人	14	17人
難聴	0	0人	1	1人	1	1人
弱視	1	1人	0	0人	1	1人
計	62	144人	32	82人	94	226人

## ◆第6期障害福祉計画の成果目標と活動指標

### 成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《目標設定》

- ①グループホーム等へ移行率1%
- ②施設入所利用者の減少率1.6%以上

項目	数値	考え方
現時点の施設入所者数 (A)	217人	令和元年度末時点
目標年度の施設入所者数 (B)	213人	令和5年度末時点
【目標値】地域生活移行者数 (C)	2人	令和5年度末までにグループホーム等へ移行するものの数
[地域生活移行率] (C) / (A)	0.9%	(移行率約1%とする)
【目標値】削減見込 (A-B)	4人	差引減少見込み数
[減少率] ((A) - (B)) / (A)	1.6%	(減少率1.6%以上とする)

《目標達成に向けた施策の方向性》

- 入所施設の取り組みの強化 (計画相談支援との綿密な連携)
- 住まいの場の確保 (グループホームの新設や公営住宅の利用促進)

### 成果目標2 地域生活支援拠点※の整備

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1か所	令和3年3月設置
上記の運用状況の検証検討	実施	令和3年度から年1回以上実施

《目標達成に向けた施策の方向性》

R2年度末に設置した地域生活支援拠点について、運用状況の検証及び検討について自立支援協議会で実施

※地域生活支援拠点：障害者の重度・高齢化や親亡き後を見据え地域における居住支援機能整備として緊急時受入対応等の制度の構築

### 成果目標3 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数 (A)	10人	令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数 (B)	13人	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数
[増加率] (B) / (A)	1.3倍	(1.27倍以上とする)
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数 (C)	6人	就労移行支援事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行
目標年度の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数 (D)	8人	就労移行支援事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行
[増加率] (D) / (C)	1.3倍	(1.30倍以上とする)

《目標達成に向けた施策の方向性》

- 自立支援協議会におけるネットワークを活用し、一般就労への取り組みを推進
- ハローワーク等関係機関の就労支援策の活用

活動指標 自立支援給付（障害福祉サービス）の見込量

障害福祉サービスの利用実績・利用状況等をもとにサービスごとに利用人数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用人数」と「利用延べ日数」（月単位）として算出しています。

【サービス実施の基本的な考え方】

計画相談支援による的確なニーズ把握と適切なサービス利用の促進を図るとともに必要な障害福祉サービスや身近な地域でサービスが受けられるよう関係機関等との連携を図ります。

サービス種別	単位	R 3	R 4	R 5
居宅介護	人	175	177	179
	時間分	2,890	2,919	2,949
重度訪問介護	人	8	9	10
	時間分	252	284	316
同行援護	人	4	4	4
	時間分	11	11	11
生活介護	人	354	358	362
	人日分	6,828	6,897	6,966
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0
	人日分	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	54	54	54
	人日分	810	810	810

サービス種別	単位	R 3	R 4	R 5
就労移行支援	人	41	44	47
	人日分	638	670	704
就労継続支援（A型）	人	94	99	104
	人日分	1,888	1,983	2,083
就労継続支援（B型）	人	573	579	585
	人日分	10,825	10,934	11,044
就労定着支援	人	7	8	9
療養介護	人	23	23	23
短期入所	人	84	85	86
	人日分	647	654	661
自立生活援助	人	0	0	0
共同生活援助	人	215	218	221
施設入所支援	人	215	214	213
計画相談支援	人	298	301	305
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	7	8	9

◆第2期障害児福祉計画の成果目標と活動指標

成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置 ※	1か所	令和5年度末時点の設置数（各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置）
保育所等訪問支援事業の実施	1か所	令和5年度末時点の事業所数（各市町村においても少なくとも1ヶ所以上設置）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	2か所	令和5年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数（各市町村に少なくとも1ヶ所確保）
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	令和5年度末の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数（各市町村に少なくとも1ヶ所確保）
医療的ケア児等コーディネーターの配置	3名	令和5年度末の配置人数（全ての市町村において配置）

《目標達成に向けた施策の方向性》

- 児童発達支援センター（機能）を中核とした地域の支援体制の構築
- 重症心身障害児への支援体制の充実と医療的ケア児に対する支援体制の整備
- 発達障害のある子どもの支援体制の充実
- ※児童発達支援センター
  - 相談支援、障害児発達支援サービス、保育所（学校）訪問機能を持つ障害児支援の中核となる事業所

活動指標 障害児通所支援の見込量

障害福祉サービスの利用実績・利用状況等をもとにサービスごとに利用人数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用人数」と「利用延べ日数」（月単位）として算出しています。

サービス種別	単位	R 3	R 4	R 5
児童発達支援	人	38	40	42
	人日分	446	469	493
放課後等デイサービス	人	200	210	221
	人日分	3,155	3,313	3,479
保育所等訪問支援	人	10	10	10
	人日分	20	20	20
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	人	3	3	3

《確保のための方策》

自立支援協議会を活用しサービス事業所の質の向上・提供体制の充実を図る。保育所等訪問支援について、教育と福祉のより一層の連携を行い、支援を必要としている子どもやその保護者が必要なサービスを利用できる体制の構築を図る。

## ◆その他の重点事項と基本的方向

### 1 地域共生のまちづくりの推進

- 障害及び障害児者の理解を深めるための周知活動・研修会の実施
- バリアフリーの推進
- 地域活動・社会参加への促進（文化芸術活動・スポーツ参加等）

### 2 権利擁護の推進

- 障害者差別解消条例の周知啓発
- 虐待防止の研修会等の開催
- 成年後見制度の利用促進

### 3 発達障害児者・医療的ケア児等への支援

- 関係機関（保健、医療、福祉、教育、雇用等）の協議の場の設置。
- 児童発達支援センター機能を有する中核的な相談支援事業の構築
- 県で作成した「サポートファイル」※1等の活用
- ペアレントメンター※2やペアレントトレーニング※3等の支援

### 4 就労支援の充実

- 就労機会の拡大・就労支援
  - ・相談支援事業や自立支援協議会による企業・市民周知活動
  - ・障害者優先調達法に基づく市の発注の拡大
  - ・農福連携※4について、県や庁内関係課等と連携し、各分野の政策や課題の共有を図る

### 5 地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括ケアシステムの構築において、障害者相談支援と地域包括支援センターとの連携等により障害者等の相談機能の拡充に取り組んでいきます。

#### ※1 やまがたサポートファイル

山形県が県内統一の情報共有ツールとして作成したもので、発達障害等の支援が必要な方の個性や必要な配慮などの情報をファイリングしていくもの。

#### ※2 ペアレントメンター

自らも発達障害のある子育てを経験した人が相談支援のトレーニングを受け、同じような発達障害のある子どもを持つ親に対し、共感的なサポートと相談支援を行う人のこと。

#### ※3 ペアレントトレーニング

保護者がより良い子供とのかかわり方を学び、日常の子育ての困りごと解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム

#### ※4 農福連携

農業サイドと福祉サイドが連携をすることで、農業分野で障害者等の働く場所づくり、あるいは居場所づくりを実現しようとする取組みの総称